

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

- 1 第1回児童虐待防止対策推進本部会議の開催報告
 - (1) 質問及び市担当部からの回答 . . . 1 ページ
 - (2) 意見 . . . 8 ページ

- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う札幌市における子育て世帯への主な対応
 - (1) 質問及び市担当部からの回答 . . . 17 ページ
 - (2) 意見 . . . 22 ページ

- 3 各部会の決議状況（報告）について
 - (1) 認可・確認部会
 - ア 質問及び市担当部からの回答 . . . 29 ページ
 - イ 意見 . . . 29 ページ

 - (2) 児童福祉部会
 - ア 質問及び市担当部からの回答 . . . 29 ページ
 - イ 意見 . . . 30 ページ

 - (3) 放課後児童健全育成事業部会
 - ア 質問及び市担当部からの回答 . . . 31 ページ
 - イ 意見 . . . 31 ページ

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

1 第1回児童虐待防止対策推進本部会議の開催報告

(1) 質問及び市担当部からの回答

通し 番号	質問者	質問内容	回答	担当部
1	大場 信一	推進本部及び幹事会の中に保健所が参画していないのはなぜか（区レベルでの対応がなされているためか）。	推進本部及び幹事会は、保健所職員も構成員になっております（本部員：医務監、幹事会：健康企画担当部長）。	子) 子ども育成部
2	加藤 雅央	<p>2018年度の児童相談対応件数7,477件の内訳割合を知りたい（住民、幼稚園や学校等教育機関、医療関係者、児童家庭支援センター等相談窓口、保健所など）。</p> <p>また、児童虐待は、統計的に通報の多いところからの対策強化を進めるのが良いと考えるがいかがか。</p>	<p>7,477件の内訳としましては、家族・親族が3,684件と最も多く、次いで警察等が1,584件、児童福祉施設・指定発達支援医療機関が598件、近隣・知人が462件、他児童相談所等（都道府県・指定都市・中核市）が335件、学校等が306件、里親が186件、保健所及び医療機関が107件、児童本人が63件、児童家庭支援センターが13件、認定こども園、家庭裁判所がそれぞれ5件、市町村が3件、その他が126件となっております。</p> <p>虐待は、警察等からの通報が最も多いことから、昨年より児相と北海道警察間で、情報提供のあり方や協力方法などについて協議を続け、児童虐待事案への円滑な対応について検討しております。</p>	子) 児童相談所

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	質問者	質問内容	回答	担当部
3	加藤 雅央	複数の機関からの同一人物の通報は優先的に対応すべきと考えるが、そのような対応がなされているのか。	複数からの通告内容を整理した上で、リスクアセスメントシートによりリスク判断を行い、リスクに応じた対応を行っております。	子) 児童相談所
4	加藤 雅央	「検証報告における提言」で、児童相談システム、家庭児童相談システム及び母子保健システムの情報連携がどの程度なされ、支援対象者が割り出されているのか、進捗状況を教えてほしい。	母子保健情報システム、児童相談所システム、家庭相談所システムを連携させる、「子育てデータ管理プラットフォーム」の構築を進めています。「子育てデータ管理プラットフォーム」では、関係者間の情報共有の円滑化・迅速化を進めるだけでなく、データ活用によるリスクの点数化を行うことで、児童の健康状態の管理や虐待の防止を目指しています。令和3年7月からの利用開始を目指して進めているところです。	子) 児童相談所

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	質問者	質問内容	回答	担当部
5	加藤 雅央	<p>令和2年4月に緊急対応担当の係長職1名及び係員7名を増員し、それにあわせて平日・休日の夜間に対応する休日夜間児童虐待対応支援員を配置しているが、その対応により通告受理後48時間以内に児童の安全確認は可能になったのか。</p> <p>また、児童への面会確認の徹底、虐待の疑いを抱いた場合の立ち入り検査や躊躇しない一時保護も行えているのか。</p> <p>「検証報告における提言」をうけたあとの具体的な対応状況をお知らせいただきたい。</p>	<p>緊急対応担当の職員増員に伴い、4週8休のシフト勤務制を開始。夜間帯は休日夜間児童虐待対応支援員を配置することにより、休日や夜間に受理した通告にも迅速に対応できる体制を整備し、48時間以内の安全確認徹底に努めております。</p> <p>また、通告を受理したものについては、基本的に児童や保護者との面談を行っております。立ち入り検査や一時保護については、リスクに応じた対応を決定しております。</p>	子) 児童相談所
6	齋藤 優希	<p>令和元年の6月以降（児童虐待死事件発生後）に通告件数が増えたとあるが、以前より通告内容の変化はあるか。</p> <p>また、その虐待が本当に行われていたと発覚し、対応できた割合はどのくらいか。</p>	<p>通告内容に変化はないと認識しております。</p> <p>また、虐待の対応に当たっては、虐待通告を受けたもののうち、児童相談所で対応すべきものについては、全件調査しており、令和元年度に調査の結果、虐待があると認定したものは、通告件数の約53%です。</p>	子) 児童相談所

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	質問者	質問内容	回答	担当部
7	齋藤 優希	<p>札幌市の虐待案件はネグレクトの割合が比較的高いとあるが、なぜそのような結果が出るのかについて推測や調査はあるか。また、ネグレクトは暴力や暴言よりも第三者から把握がしにくいと思うが、どのように見つけ出せたのか。</p>	<p>現時点で推測や調査結果はありませんが、「ネグレクト」に限らず、虐待事案の背景は、家族の心身状態、経済状況、世帯に関わる社会資源など、さまざまな要因が複雑多岐にわたるものと考えております。</p> <p>ネグレクト（保護の怠慢・拒否）は、警察署からの通報及び保護者本人からの申し出の割合が多く、児童の状態や家庭環境調査、関係機関からの情報提供等の結果により、認定しております。</p>	子) 児童相談所
8	下村 勝子	<p>令和2年4月から、6区において家庭児童相談担当職員を1名増員したとあるが、なぜ10区に増員されないのか（人口割合、相談件数の多い区に増員されたなどの基準が知りたい）。</p>	<p>児童人口や相談件数等を踏まえて増員を行ったところではあります。</p> <p>今後も、相談件数や家庭児童相談担当職員が果たすべき役割等を踏まえながら、適正な人員配置となるように努めてまいります。</p>	子) 児童相談所

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	質問者	質問内容	回答	担当部
9	下村 勝子	休日夜間時に通告するシフト体制、休日夜間児童虐待対応支援員を設けることは大変望ましいと思うが、何人くらいの規模か。	現場対応は複数名での対応を基本としていることから、夜間帯は2名体制とし、7名によりシフト勤務を行うものとしております（8月現在5名任用、9月中旬に7名となる予定）。	子) 児童相談所
10	白取 信子	資料1について、札幌市の「ネグレクト」の割合が、全国的にみて、比較的高い背景について、今後分析する予定はあるのか。あるいは、すでに、とらえている要因はあるのか。	現時点で明確な要因をとらえてはおりませんが、「ネグレクト」に限らず、虐待事案の背景は、家族の心身状態、経済状況、世帯に関わる社会資源など、さまざまな要因が複雑多岐にわたるものと考えております。 今のところ、マクロ的に分析を行う予定はありませんが、今後も、事案ごとに課題や原因を確認しながら、丁寧に対応してまいります。	子) 児童相談所

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	質問者	質問内容	回答	担当部
11	白取 信子	<p>提言（3）の「アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性」に対しての方針として、③のウの（イ）の「児童相談システム」、「家庭児童相談システム」、「母子保健システム」の情報連携を行い…の部分で、これらを、一つの共有システムとして統合した形のデータベース的なものにする可能性はあるのか。</p>	通し番号4のとおり。	子) 児童相談所
12	白取 信子	<p>提言（6）「思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの創設」②の「高等学校との連携による支援体制を構築する」の方針に対して、道立高校や私立高校との連携というのは可能なのか。</p>	<p>現在も、「札幌市若者支援総合センター」において実施する自立支援事業の中で、相談内容に応じて道立高校や私立高校とも連携しながら支援を実施しております。</p> <p>今後も、必要に応じて道立高校や私立高校を含む関係機関と連携しながら事業を実施してまいります。</p>	子) 子ども育成部

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	質問者	質問内容	回答	担当部
13	白取 信子	母子手帳交付時、乳幼児健診時など、どこかの時点で区切るのかで難しいと思うが、札幌市が、年間、支援が必要と判断する母親、あるいは、父親は、どのくらいいるのか。	母子手帳交付時において継続的に支援が必要と判断した妊婦数は年間約1,615人。また、母子手帳交付以外の事業や乳幼児健診等を通して把握した支援を要する対象は年間約1,438人となっております。	保) 保健所
14	豊田 直美	検証委員の中には小児科医が含まれていたと思いますが、早期に発見するためには医師との連携も必要と考えますが、今後の取組における医師の関わりについて教えてほしい。	平成15年から、未熟児出生や虐待ハイリスクなど育児支援が必要な親子について、保健センターと医療機関が情報を共有し、保健と医療の双方から継続的に育児支援を行うケアシステムを構築しております。また、このたびのコロナ禍においては、育児不安の強まりが懸念されることから、虐待の未然防止及び早期発見の取り組みをより強化するため、改めて、5月に医療機関に対し支援の充実、連携強化を依頼し、早期に必要な支援に繋がるよう努めております。	保) 保健所

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	質問者	質問内容	回答	担当部
15	箭原 恭子	家児相に相談窓口←行きやすく相談しやすい対策は？	<p>要対協の事務局機能を担う家庭児童相談室は、従前から相談窓口機能を有しており、関係機関のみならず保護者等からの相談も受けているところです。</p> <p>保護者等に対しては、保育所、幼稚園及び小中学校等を通じた相談窓口の案内を強化するなど、相談しやすい機関となるようさらに周知を図ってまいります。</p>	子) 児童相談所

(2) 意見

通し 番号	委員名	内 容
1	安藤 慎也	<p>保護者による児童への体罰を防止する事は、非常に難しく、まさかこんな良い人が？という人物が虐待をします。</p> <p>子ども自身や、周囲に住む人達が、より通報しやすい仕組み（例えば、ライン、掲示板）を作る事が大事だと思います。</p>

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	委員名	内 容
2	大場 信一	<p>今回のような事案は二度とあってはならないことと思っています。やらなければならないことをすべてやっていたとしても起きる可能性があります。常に検証していくシステムを検討してほしいと思う。</p> <p>また、組織強化等についての内容を広報紙等で周知してほしい。昨年6月の広報さっぽろの児童虐待の特集は良かったと思っていますので、くり返しとりあげていただきたい。</p> <p>今後の取組方針で示された人事異動、職員育成は着実に進めていただきたい（一人が全体の足をひっぱることがないように）。</p>
3	加藤 雅央	<p>虐待を防止するためには早期発見と迅速な初動対応も必要ですが、家庭引き取り後の再発防止のための強化も大切だと思います。支援対象者の家庭引き取りには慎重を要し、児童の安全・安心が確保されている確証がない状況での安易な帰宅を許可すべきではありません。一時保護所の慢性的な定員オーバーが続いており、里親や児童養護施設への一時保護が推進されていますが、まだまだ十分ではないことは承知しております。しかし、たとえ状況がそうであれ、決して要保護児童を確認のないまま家庭引き取りさせてしまうようなことがあってはならないと思います。</p> <p>里親会会長をしている者として、札幌市の登録里親には130組ほどの未委託里親がおり、未稼働の里親を一時保護要員として有効に用いれないものかと思います。そのためには、明確な立場と役割を与え、一時保護専門里親として任命するとか、ファミリーホームに一時保護専門ファミリーホームの設立を認めるなどの柔軟な対応をし、一時保護児童の収容定員にゆとりを持たせることによって早まった家庭引き取りを防止できる仕組みを作ることが大切なのではないかと考えます。そして、十分に時間をかけて家庭引き取りの作業を重ね、安全・安心の確保が確かであると認められるまで（一時保護が長期に至る可能性がある場合には当然措置を考えるべきですが）、一時保護を続けることが重要と思います。そのことによりじっくりと家庭引き取りの可否を検証できますから、虐待の再発を未然に防ぐことにつながると考えます。</p> <p>また、家庭引き取り後の経過も、支援対象者に対して児童相談所をはじめ、関係機関による途切れることのない多方面からの支援を提供できるように見守り制度を充実させてもらいたいと思います。</p>

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	委員名	内 容
4	川俣 智路	<p>1 (1) 提言における「保育施設における虐待事案への対応強化の必要性」においては、心理士やS Wなどの専門職の積極的な配置が必要ではないか。</p> <p>2 (5)「専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築」において、明確に研修時間を提示してはどうか(およそ100時間/年程度)。</p> <p>3 (6)「思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの創設の必要性」は特に重要。高校への進学率を考えれば、高校、思春期の相談を充実させるべきではないか。</p>
5	齋藤 優希	<p>1. 「児童相談所における児童虐待相談の対応状況」について、虐待の通告があり、「実際にこういう状況であった」「このような対応をして児童はこうなった」など、個人のプライバシーが守られること前提ですが、具体的な事例とその対応策、そして何より、「なぜ親はこうなってしまったのか」を解明し、周知することで、今後未然に防ぐ為のヒントになるのではないかと考えます。</p> <p>2. 「本部長の発言」について、ひとり親家庭への支援はもちろん大切ですが、両親が揃っていても母親の方の家族関係(実母の有無や相談できる姉妹の有無など)によっても精神的安定度が違うと考えます。先日東京都大田区で発生した事件も、母親本人が幼い頃に虐待を受けていたため虐待のチェーンが疑われています。出産前や産後のアンケートで母親本人も不安定な状況で育ってきていないかを調査できたら(デリケートな問題ではありますが)それも虐待を未然に防ぐ重要な手がかりになるのではないのでしょうか。</p>

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	委員名	内 容
6	下村 勝子	<p>1. 6区以外にも家庭児童相談職員を増員できるようにしていただきたい。また、児童福祉司等資格を持った方の採用をお願いしたいと思います。ペアレントトレーニング等、地域でしていただき助かりました。家児相主催の個別ケース検討会議等も件数が増えるのではないのでしょうか。</p> <p>2. 子どもコーディネーターさんの活動地域拡大等、望ましいことだと思います。また、連携してスクールソーシャルワーカーさんと全市の支援をしていただきますが、増員をお願いします。主任児童委員もボランティアですが要対協のメンバーであり子どもたちを支援していきたいと思います。24時間地域に居住しています（全市で200名程）。心配な児童等特にひとり親家庭、生活保護家庭のパーセンテージが高いので注意しています。</p> <p>3. 少年サポートセンター等相談の受付時間が8時45分～17時30分までですが、本人からの相談が1割だそうです。夜間の受付時間を設けられたら、もっと若者からの相談が寄せられるのではないのでしょうか。</p>
7	白取 信子	<p>今回の検証対象となった事案については、健診、保健師との接触、住民の通報、警察介入など、何度か救える可能性があったにも関わらず、最悪の事態に陥ってしまった。「切れ目のない支援」の必要性が提言されているが、確かな人材、即時の的確な判断、機関、部署間の情報共有など、構築しなければならないことは多く、時間を要することだろう。</p> <p>結局、人をケアするには、「人」が重要だが、特定の担当者や機関だけが、日々神経をとがらせ、支援することは負担が大きすぎる。</p> <p>人をケアする「人」が、決して疲弊せず、より動きやすいような環境をできるだけ早く構築してほしい。</p> <p>その一歩として、（非常にデリケートな個人情報などが含まれ法の関係もあり、ハードルが高いのは重々承知だが）一定の機関や人物がアクセス可能な、支援が必要な子や親に関する、データベースを構築することはできないのだろうか。</p>
8	高橋 司	<p>検証報告に沿って、より一層改善し、連携が取れるようになってほしいと思います。</p>

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	委員名	内 容
9	豊田 直美	<p>《検証報告書における提言に基づく今後の取り組み方針について》</p> <p>1. (3)において、「DV加害者更生プログラム」と「DV被害者の治療回復プログラム」の導入を望みます。</p> <p>被害者の一時的な保護について現在の仕組みは有効と考えますが、加害者が過去に自分もDVや虐待の経験者である場合も多いので、第2、第3の加害者と被害者を生むことを防ぐためにも両者の導入が有効と考えます。</p> <p>2. (3)において、要対協の機能強化については、当事者と周辺の関係者、地域の支援者などを含めた「家族えん会議」の仕組みでの開催を望みます。当事者抜きでの問題解決はありえないと思います。野田市の事件においても周辺は気づいていた状況があり活用できると考えます。</p> <p>3. (5)において、専門的力量を持つための研修については、専門家に求められていることは、DVや虐待は「助けて」と言えない場合がほとんどなので、口に出せない相手のニーズにアセスメントして助けを求める力を引き出すことだと思います。受信能力に特化した研修が必要と考えます。</p> <p>4. (6)において、DVと性虐待は公衆衛生の最重要課題の一つです。人類の歴史を通してずっと起きてきていました。性差別がある社会にはDVは必ず大量発生していること、子どもの権利が尊重されない社会には性虐待は常時発生していることは確かです。ただし、どちらも予防教育で減らすことができます。お互いの違いを知り、いじめや差別などを減らすためにも子どもの権利条例に沿った以下の実施を早急に望みます。</p> <p>(1)思春期より前の段階で、年齢に合わせて数回、学校の教師ではない専門家による性教育（LGBTへの正しい理解含む）の実施</p> <p>(2)子どもが暴力から自分を守るための人権プログラム「CAP」の小学校での導入実施</p>

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	委員名	内 容
10	林 亜紀子	<p>1. 検証報告書における提言に基づく今後の取り組み方針 (1)「区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性」取り組み方針③及び④について</p> <p>検証報告書の当該箇所への指摘では、生活支援担当において就労支援に傾くことを避け、社会的つながりを失っている現状に照らして経済的自立に限らず日常生活・社会生活の自立を支える視点が必要だとされています。③と④を連動して取り組むことで支援の必要な世帯の日常生活・社会生活を支えることが必要であるということに、大いに同意いたします。</p> <p>子どもと家庭の状況を最も身近に把握し得るのは、保育所であり学童保育（放課後児童クラブ）です。子どもがありのままの自分を受け入れられる安心できる「生活の場」において子どもと施設の信頼関係が築かれ、保育料収納を通じて経済的困窮にも気づきやすい点もあります。これらの現場での気づきがムダにならず速やかに必要な関係機関につながることを有効だと思います。</p> <p>目の前の子どもと保護者に向き合う現場の支援者が、家児相などのより専門性の高い機関へ躊躇なくつながることができるようなシステムが用意されることが必要で、ケースによっては要対協に保育・学童保育（放課後児童クラブ）の支援者が加わることも想定される必要があると考えます。</p> <p>2. 児童虐待防止ハンドブックについて</p> <p>児童虐待防止ハンドブックを、保育施設等に配布したと記してありますが、ぜひ、全ての放課後児童クラブ（児童クラブ、民間児童育成会、民間放課後児童健全育成事業所）、児童会館・ミニ児童会館へも配布し、啓蒙に努めていただきたいと思います。放課後児童クラブの役割の中には「保護者支援」が含まれます。子どものみならず保護者・家庭の支援が想定されており、常に家庭の状況に目を配る施設として子ども・保護者との信頼関係を元に機能する事業でもあります。放課後児童クラブがまず、児童虐待防止についての資質を保持・向上することが、札幌市の子どもの最善の利益を守ることに大きく寄与すると思います。ダイジェスト版ではなく本編を配布し、学習会も実施して支援員等の資質を高めることは家庭の理解と支援はもちろん施設内虐待の抑止にもつながる意味でも重要だと思います。</p>

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	委員名	内 容
		<p>ます。コロナ禍で虐待リスクが高まっているなか、子どもがかかわるあらゆる居場所で、家庭を支える視点を持ち家庭を理解し寄り添う空気の醸成が求められていると思います。</p> <p>3. 児童虐待防止ハンドブックダイジェスト版小中学校用について</p> <p>ホームページでダイジェスト版の内容を拝見して、小中学校用2頁目及び関係者用3頁目の「子どもへの対応」の文言の2文目、ハイライト部分の「応じず」のことに、強い違和感を覚えました。</p> <p>子どもが「他の人に伝えないで」と口止めを求めた場合には、その子どもの意思をまずは尊重する対応をするべきなのではないでしょうか。「応じず」では、その瞬間その後の一切の相談機会を閉ざされてしまいかねないと危惧します。その文章の後段の「『あなたを守るためにはほかの人の助けを借りることが必要』であることを根気よく伝える」という部分はその通りで否定しませんが、それ以前に子どもの要望に対して「応じず」という対応が推奨されていることは、相談対応のインテークとして真逆なのではと思わざるを得ません。</p> <p>毅然とした態度で臨むことと相談者の要望に「応じない」こととを混同しかねないこの表現は、勇気を振り絞って相談した子どもの尊厳を否定し大人への不信を生み出すことにつながりかねないと危惧します。</p> <p>ここでお伝えするのは場違いかもと、大変差し出がましいことかとも思いますが、強く危惧するものであり、小さな一個人の気づきではありますがあえて伝えさせていただきました。文言の再考をご検討いただければ幸いです。</p> <p>この「応じず」の3文字のみ削除していただけますよう希望をお伝えいたします。</p>

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	委員名	内 容
11	正岡 経子	<p>子育て支援体制の強化に向けた様々な取り組みについて拝見しました。中でも「相談支援体制を整え、妊娠期から出産・育児まで切れ目ない支援を行う」ことは、非常に重要であると考えています。子育て世代包括支援センターの機能強化のために、相談員や担当職員の増員といった人的資源の強化・整備、役割責任の明確化など随所に出てきており、体制強化につながるものと思います。また、特定妊婦以外にも対応が必要なミドルリスク妊婦等への支援強化の視点は、子育てに困難さを抱える妊婦と家族の早期発見には必要不可欠と思います。</p> <p>しかし、今後の取り組み方針を拝見すると、妊娠期から出産・育児まで切れ目ない支援を行うことに重要な役割と責任を担っている助産師の姿がみえません。昨年6月に2歳の女の子が亡くなった事例に係る検証報告書の中には、助産師の重要な関わりが記載されています。妊娠期の長い期間に関わり大変な出産を共に乗り越えた助産師は、母親となった女性にとって特別な存在であり、今後の子育てを妊娠期から出産期のつながりを踏まえサポートすることができる専門職であると考えます。医療機関の助産師だけではなく、地域には母乳育児相談室や助産所（院）を開業している助産師がおります。助産師は、マタニティケアだけでなくウィメンズヘルスケアのプロフェッショナルとして女性の一生に寄り添う専門職です。思春期や若年妊婦、DVなど様々な課題が複雑に絡み合うことの多い子育て支援体制の強化の中に、「助産師」の役割・機能を活用してはどうかと思いました。</p>
12	箭原 恭子	<p>児童虐待防止対策推進本部の中にある幹事会について、推進本部の本部長が幹事長に会議の招集権限をあたえるという理解でよろしいか。</p> <p>設置要綱第5条第5項により、「幹事長は、（中略）幹事以外の職員及び外部有識者等を会議に出席させることができる」とあるが、職員等に関しては例えば組織図を示してもらえるとわかりやすくなると思われます。児童虐待防止対策推進本部の名簿は標記されていますが、組織的にどのように横断できる、どこが関わっているのか等「見える化」してほしいです。</p>

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	委員名	内 容
13	横山 尚幸	<p>アセスメントに関する提言が含まれています。私は、アセスメント（評価）の前提となる事実の調査能力に問題を感じます。</p> <p>虐待通告後の調査時（電話）に、実母より、通告時間帯は不在にしていた旨弁解されているが、この弁解をさせていること自体に、調査方法に疑問を感じます。</p> <p>実母の弁解は、調査担当職員が、「〇月〇日〇時頃虐待通告がありました…」と実母に伝えたからこそ、実母が「マズイ」と思っているからこそ、なされた弁解と想像します。</p> <p>通告が疑われた2世帯のうち、1世帯は保育所の利用が確認できたというのなら、通告対象の世帯としては、本世帯が有力な状況です。実母への接触時に、もう少し慎重に聴取する必要があったと感じます。</p> <p>例えば、「世帯構成や生活状況に変わりはないですか?」「現在も中央区の住所に在住していますか?」「自宅を不在にすることはありますか?」等の通告内容に関係のない質問から聴取を始めれば、実母の弁解は防ぐことができたかもしれません。</p> <p>虐待通告がありましたと伝えられると、虐待を行っている親であれば、誤魔化そうとすることは自然に思えます。世帯に接触する時点で、児童相談所がどの程度有力な証拠を掴んでいるかにもよりますが、虐待を疑っている親からどのように話を聞きだすかという聞き取り方法に焦点を当て、研修等を実施すべきと感じました。</p>

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う札幌市における子育て世帯への主な対応

(1) 質問及び市担当部からの回答

通し 番号	質問者	質問内容	市担当部からの回答	担当部
1	齋藤 優希	オンラインサロン（6月17日）の開催について、どのように周知していたのか。	報道機関への投げ込み、サロンのホームページでのお知らせ及びさっぽろ子育てアプリによるお知らせ（プッシュ通知を活用）を実施しました。	子) 子育て支援部
2	齋藤 優希	「新型コロナウイルス対策における外出自粛中のみなさま」サイトについて、どのように周知していたのか。	札幌市公式HPにおける新型コロナウイルス感染症に関する市民の皆様へ向けたページやさっぽろ子育てアプリにおけるプッシュ通知を活用した周知のほか、ページ内の「親子のためのスマイルアイデア」は、報道機関への投げ込みを実施しました。	保) 保健所 子) 子育て支援部
3	下村 勝子	児童会館における子育てサロンについて、ボランティアはいつ頃になれば入館できるようになるのか。	札幌市から児童会館における子育てサロンに対しては、ボランティア活動に関する特段の通知はしておりません。 児童会館については指定管理者であるさっぽろ青少年女性活動協会が、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて判断をしておりますので、ボランティアの受入再開時期については、児童会館と引き続き調整をお願いいたします。	子) 子育て支援部

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	質問者	質問内容	市担当部からの回答	担当部
4	白取 信子	<p>今回の小学校、中学校の臨時休校では、プリントをWEBで配布するなどして、学習をサポートしていたが、今後、長期の臨時休校になった場合、市の管轄する学校の、各児童・生徒が、インターネットで授業を受けられるよう、ハード面、ソフト面ともに市で整備する予定があるのか。今後、保健所が、長期の臨時休業になった場合、母親教室などはネット配信などの予定はあるのか、また、乳幼児健診などはオンラインで受診できるようにする予定はあるのか。</p>	<p>【ハード面】 今年度中に市立小・中学校に在籍している児童生徒を対象にタブレット端末を整備するほか、インターネット環境がない家庭を対象にモバイルルーターの貸し出しを行うこととしています。貸し出し用の端末は、8月中に納品済みです。</p> <p>【ソフト面】 一例として、各学校による動画共有サイトへの授業動画の配信、ビデオ会議システムを活用した学習状況や健康観察の実施を想定しています。</p> <p>母親教室については、感染拡大防止のため現在休止としており、その代替として、赤ちゃんの抱っこや沐浴の方法等について、子育てアプリで助産師による動画の配信を実施しています。</p> <p>乳幼児健診については、視診や聴診を伴う診察、やり取りによる応答の確認等、直接親子に接して確認が必要であること、また、子どもの健やかな成長の確認と虐待予防の観点から、オンラインでの実施が馴染まないため、実施は予定しておりません。</p>	<p>教) 生涯学習部 保) 保健所</p>

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	質問者	質問内容	市担当部からの回答	担当部
5	白取 信子	<p>上記以外にも、こうした感染症の蔓延などで、市の施設、サービスを、対面で、一斉に受けられなくなった場合、今後の対応として、どんなことを検討しているのか。</p>	<p>保健センターや子育て支援総合センター、区保育・子育て支援センター等の各施設では子育てに関する電話相談等を受付けているほか、さっぽろ子育てアプリやさっぽろ子育て情報サイトにおいて子育てに役立つ情報発信を行い、今後も子育ての不安やストレスを軽減する取組、支援を行ってまいります。</p> <p>また、（感染症の蔓延状況下であっても）対面で実施することが望ましいサービス等については、個別対応とするなど、十分な感染症対策を講じたうえで継続してまいります。</p>	子) 子ども育成部
6	林 亜紀子	<p>子ども食堂運営団体への補助金の継続は検討されているか。</p>	<p>子ども食堂等が弁当等の提供を行う取組に対する緊急の補助制度について7月末まで実施したところですが、令和2年度からの新規事業として、子ども食堂等の居場所づくり活動に対する補助制度について8月から実施することとしました。</p>	子) 子ども育成部

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	質問者	質問内容	市担当部からの回答	担当部
7	山中 里美	社協ふれあい・いきいきサロン事業（子ども・地域分野）を運営しているが、児童会館や子育てサロン等の動きや活動自粛の程度が指示ある中、各々話し合いで決めるよう現状としては仕方ないとのことだった。市と横のつながりであろう社協等にも情報提供・共有等できていたのか知りたい。	札幌市で助成金の交付をしているサロン（主に町内会や各協議会が運営している地域主体の子育てサロン）については、各運営者の方へ、札幌市からサロン事業の運営に関して通知文の発出や、情報共有を行っております。	子) 子育て支援部
8	横山 尚幸	定額給付金についてです。児童養護施設や里親宅で生活する児童に対して、どのように手続きを行いましたか？	<p>【特別定額給付金】</p> <p>総務省からの通知に則り、施設入所等児童については、当該施設入所等児童等の住民票が、その入所（委託、入院又は入居を含み、以下。「入所等」という。）している施設等の所在地に移っていない場合であっても、当該施設等の所在地の市区町村からの支給となります。なお、その保護者から申請があった場合でも、当該保護者には支給せず、当該施設入所等児童等に支給することとなります。</p> <p>また、円滑な給付金の支給を確保する観点から、基本、施設職員による代理申請となり、施設職員による代理申請及び施設入所等児童等本人による申請のいずれ</p>	保) 特別定額給付金担当部 子) 子育て支援部

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	質問者	質問内容	市担当部からの回答	担当部
			<p>れの場合にも、施設入所等児童等本人名義の口座へのお振込みとなります。</p> <p>※以下、参考</p> <p>【子育て世帯への臨時特別給付金】</p> <p>当該給付金は令和2年4月分の児童手当受給者に対して、申請をさせることなく支給することとしております。児童手当受給者についてはこちらで把握しておりますので、事前に対象施設・里親に対して給付金の案内用紙を送付の上、支給させていただいております。</p> <p>また、施設・里親の入退所により児童手当の受給者が変更した場合、令和2年5月分以降の変更であっても給付金支給決定前であれば変更後の受給者に対して支給することとしております。当該ケースについては各区保健福祉課担当から対象者を報告してもらい、給付金支給決定前であれば支給対象者を変更する手続きを当課にて行っております。</p> <p>【ひとり親世帯臨時特別給付金】</p> <p>当該給付金は児童扶養手当受給資格者を対象としておりますが、児童扶養手当法では児童養護施設や里親に委託されて</p>	

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	質問者	質問内容	市担当部からの回答	担当部
			<p>いる場合は児童扶養手当を受給できないこととされているため、当該給付金については支給対象外となります。</p>	

(2) 意見

通し 番号	委員名	内 容
1	大場 信一	<p>2月末より外出自粛、休校、仕事のスタイルの変化など、今までにないことを経験し、乗り越えてきている面もあります。ここまで張りつめて気づかなかった疲れが子どもだけでなく大人にも出てきているように思います。このような時に見られるストレス反応とその対応方法などこまめに発信していただきたい。</p>

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	委員名	内 容
2	加藤 雅央	<p>里親会にて実施されていたサロン活動は、9月末まで休止とされています。しかし、里子の養育に悩みを抱えている里親さんは多く、何らかの形で悩みを聴いてもらったり、相談したり、助言を求めたりしたいと思っています。確かに児童相談所及び児童家庭支援センターの職員や里親支援専門相談員に相談することはできますが、やはり家庭養護を経験している里親さんから話を聞きたいという希望が多く寄せられています。札幌市里親会としましても、そんな里親さんの必要に応えたいと思い、メンターさんによる家庭訪問支援は行われていますが、訪問依頼をお願いしなければならず、わざわざ家まで訪問してもらうことに申し訳なさや抵抗を感じる里親さんも多くいます。そのため、ZOOM等を利用したリモート相談・交流・研修を行って欲しいと希望しているのですが、札幌市里親会の事務局がある札幌市児童福祉総合センターには、Wi-Fi 設備が整っていません。里親会としましては、事務局を基地局としたリモート相談・交流・研修を行い、里親さんの養育支援活動を行いたいと思っています。そのために、是非とも札幌市児童福祉総合センターにWi-Fi 設備を早急に整えていただきたいと願っています。ご検討をお願いいたします。</p> <p>また、里親の相互支援活動を推進するために、里子にだけでなく里親全員にも損害保険をかけていただけないでしょうか。今回のように三密を避けなければならない状況下では、個人の里親同士の交流が有益だと考えます。児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員、メンターに相談するまでもないけど聞いてもらいたい悩みを個人的に親しい里親同士で話したり相談したりできることを里親さんたちは願っています。その際の移動や活動中に事故に遭った場合の補償があると更に安心して交流できると思います。要保護児童の支援も大切ですが、その児童を家庭で養育している里親の支援も忘れないでいただければと思います。</p>
3	川俣 智路	<p>今後休校になった際に備えてICT機器の貸し出しなどの整備が進められているが、そのときの状況次第では、家庭での遠隔学習に加えて子どもの預かりなどについても、各家庭のニーズに合わせて引き続き検討されることが必要であると思います。</p>

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	委員名	内 容
4	齋藤 優希	<p>LINEで「北海道新型コロナ対策パーソナルサポート」というアカウント（北海道公式LINEアカウント）があり、そちらで「妊娠中」「乳幼児を抱えている」という情報を入力した場合のアドバイスとして、「このようなイベントやサイトがありますよ」と宣伝されたら見つけることができたと思います（このアカウントは北海道のものであり、札幌市とは連携をとるのが難しいのだと思いますが・・・）。</p> <p>妊婦・子育て世帯のほとんどはインターネットやSNSから情報を得ているので、せっかくサイトの開設やZOOMでのオンラインサービス等の様々な情報を提供してくださっているのであれば、「これがあるよ!」という情報自体をインターネット、SNSで知ることができたら良かったです（例えばツイッターやインスタグラムで公式アカウントから流れてくるなど）。</p>
5	下村 勝子	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各組織の施設、会館が休館となりましたが、6月中旬から次第に再開されたことは大変ありがたいことです。</p> <p>臨時休業期間中であっても、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーさんが、ホームページや電話によって心配な生徒さんのケアをされたことはよかったですと思っています。主任児童委員も学校訪問、LINE等で心配な児童へ対応させていただきました。</p>
6	白取 信子	<p>以下、市民としての意見です。</p> <p>道の緊急事態宣言が出て、学校の臨時休校が決まった時、どのご家庭でもそうだったかと思うが、共働きの我が家では、小学6年生の双子の娘と小学3年生の息子の面倒を誰が見るのか、ということが大問題になった。</p> <p>札幌市は、緊急事態宣言後、すぐに休校措置に至らなかったため、いろんな意見はあると思うが、我が家は、その間に対処方法を考えることができたため、非常に救われた。</p> <p>休校措置の延長が都度あったが、学校からの連絡もスムーズだったと記憶している。</p> <p>小学校6年生の娘たちは、制限があったものの、卒業式も、中学の入学式も、出席することができ、その様子は、ユーチューブで配信していただくなど、保護者としては、ありがたかった。</p> <p>一方で、子どもの健康が第一とはいえ、先の見えない長期の臨時休校は、家庭でどう過ごすか、家庭</p>

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	委員名	内 容
		<p>学習をどうしたらいいかなど、親にとっても、子にとっても、多少ストレスになったと思っている。今後の、もしものために、インターネットで授業を受けることができたり、先生や友達とコミュニケーションの手段があつたりすると、少し、そのストレスも軽減されるのではないかと思う。</p> <p>それから、自治体によっては、公園は解放したままにしたところもあると聞いている。今回、札幌市では、一部の大きな公園などは、駐車場を閉鎖するなどしたと思う。難しい判断かと思うが、公園は閉鎖せずに、ディスタンスやマスク、消毒などのルールを守って利用できるようにしてくれたら、休校中の子どもも、肩身の狭い思いをせず、のびのびと、短時間でも外の空気を吸える時間が持てたのではないかと思う。</p>
7	林 亜紀子	<p>病児保育やファミリーサポートが、今回のコロナ禍下では全く利用できず、資料にもその旨記されています（マッチングが事実上困難、感染の拡大を防ぐため一時的に休止）。無理もないことだったかもしれませんが、機能しないままでは済まされないと考えます。</p> <p>感染症流行時を想定したキャパをどの程度持っていたのか、今後準備していくのか、これまでの想定、今後の計画を確認するとともに、子どもが感染症を罹患してもその保護者が働けるため（あるいは保護者が療養・介護・看護などできるため）の子どもの居場所の準備を、ウィズコロナ時代に合った準備が必要なのではないかと考えます。</p> <p>コロナ禍で、子ども食堂が本来のかたちで「集まって交流」することができず、お弁当を届けていますが、このかたちだけでも継続し、困窮世帯との接点を維持することは、今後社会全体の経済的な困窮の度合いが増すことが予想されるなか、各世帯を支えると考えます。</p>
8	松本 伊智朗	<p>児童相談所への虐待通告件数について、各区家庭児童相談室への通告件数も集計した方が良い。</p>
9	箭原 恭子	<p>今後、東京との往来が多くなり、また冬のインフルエンザが流行してくることが想定されるが、学校、学童、保育園等どのような対応を考えているのか。</p>

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	委員名	内 容
10	藪 淳一	<p>幼稚園の一時預かり事業を利用する子育て世帯に対しても、保育所と同等の対応をお願いしたいと思 います。</p> <p>例えば、「家庭保育のご協力依頼」に関する文書は、幼稚園の一時預かりを利用する保護者には渡らな かったため、各園とも独自にお願いすることになりました。</p>
11	山中 里美	<p>個人で臨時休園・休校・休学中の近所の家庭へ5/7～5/29の平日期間、毎日1食200円のお弁当や夕 食等のおかず200円とし、自宅で我が家ご飯を共にお弁当として配食していた（グループライン、個人 ラインにてお知らせ）。</p> <p>思いの外、ニーズが高く、小さなお子さんがいる家庭から共働き家庭（留守番する子どもたち）、アル バイト等なくなり朝昼兼用の食事、生活リズムの変化が多分にあった高校生・大学生、課題疲れやゲー ムやスマホで依存危機にあった小・中学生らを目のあたりにした。</p> <p>お弁当は66個、おかずのみは17個、計83個のお弁当を提供させていただいた。</p> <p>食事はもとより、働かざるを得ない親御さんらが我が子を置いていく不安や家事の負担を軽減するこ とができたようだった。また、知っている近所の親が留守中に声かけがある安心も大きかったとの嬉し い言葉をいただいた。</p> <p>日頃の地域のつながりがいかに大切かを改めて感じた。子どもたちにとっても第3者の大人との対話 がお弁当を通じて安心と愛情を感じ孤独を少し防ぐことができたようで、何らかのサポートがあれば私 自身もっと多く見えなかったこぼれおちたニーズに応えられたように思う。</p> <p>子育て家庭の母として、市の対応等が家庭に届きづらかったように思う。</p>

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	委員名	内 容
12	吉田 賢一	<p>議題の内容・資料等とは直接関係するものではありませんが、先日家族からの感染が判明した児童の学年閉鎖と同級生等濃厚接触者のPCR検査を実施する等の報道がありました。</p> <p>一方、感染者・濃厚接触者、医療従事者やそのご家族等が、いわれのない誹謗中傷、いじめや差別的な対応を受けているとのニュースも耳にするなど大きな懸念があるところです。</p> <p>当事者児童・家族のフォローには万全を期していただきたいと思います。</p> <p>感染症はいつ誰にでも感染の可能性があります、今後も同様のケースが想定されます。学校現場はもちろん社会全体でそうした懸念が起こらないよう、行政や教育関係者は発信をし続けていただきたいと思います。</p>

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

3 各部会の決議状況（報告）について

(1) 認可・確認部会

- ア 質問及び市担当部からの回答
質問事項なし

イ 意見

通し 番号	委員名	意見内容
1	藪 淳一	保育士不足が理由で、定員分を受け入れられない施設が少なくない現状では、保育施設の新増設以上に、人材確保に施策の重心を移していくべきではないでしょうか。

(2) 児童福祉部会

- ア 質問及び市担当部からの回答

通し 番号	質問者	質問内容	市担当部からの回答	担当部
1	加藤 雅央	令和2年4月から常勤医師職を配置し、身体的虐待の疑いなど医学的判断が必要なケースについて専門的見地から見立てを行う体制にしたそうだが、虐待の有無判定に限らずに里親に委託されている児童の医療相談に乗ってもらうことはできないか。	当所では、常勤医師職以外に非常勤医師による医学的診断を行っております。委託措置児童に対する医学的診断については、担当の児童福祉司や児童心理司等が児童の状態を確認した上で、医学的診断の対応をいたします。	子) 児童相談所

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	質問者	質問内容	市担当部からの回答	担当部
2	加藤 雅央	令和2年度より児童相談所での弁護士への相談体制を週1回から2回に拡充したと聞いているが、里親や里子に対する訴訟問題が起こされた場合にも相談に乗ってもらえるのか。	実際の訴訟に対する応訴については法律相談の範ちゅうで対応することはできませんが、委託措置中に関わる法的な諸問題については、相談することが可能です。	子) 児童相談所

イ 意見

通し 番号	委員名	内 容
1	加藤 雅央	<p>質問の欄でもお尋ねしたのですが、これからの社会的養護を担う里親にとって、里子の医療問題（特に児童精神科の受診を受けるのに時間がかかる問題）や訴訟問題（万が一里子に事故があった場合に訴訟を起こされる問題）は大きな課題となります。里親が安心して児童の委託を受けるためには、そのような支援体制を整える必要があると思います。</p> <p>第二児童相談所の設置が検討されていると聞いていますが、被虐待児童の救済のために一刻も早い設置をお願いしたいと思います。広い札幌市において、速やかなる虐待通報への対応、一時保護所の拡充、児童福祉司及び児童心理司の増員、地域の児童支援団体との密接な連携等に必要だと考えられます。その第二児童相談所建設の際には、是非とも里親会事務局を設置していただきたいと思います。これからの社会的養護の主流を担う里親の最も近い支援組織である里親会が、児童相談所と強固な協力関係を構築するためにはすぐに相談・検討・対応できる距離感が必要です。「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた里親委託の数値目標を達成するためにも、今まで以上の里親会と児童相談所の連携強化が求められています。それ故に、第一児童相談所（そう呼んでよいのかは分かりませんが）と同様に新設される第二児童相談所にも里親会事務局を設置してくださるよう懇願いたします。</p>

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問及び意見

通し 番号	委員名	内 容
2	齋藤 優希	<p>児童福祉部会の方々が、特に令和元年6月の事例に関して何度も会議を重ねてくださっていることが分かります。札幌は集約されている街なので、子育て世代同士である事件についての噂が飛びかっていたのですが、虐待をしていた母親の友人たちも、その子どもが危ない！と何度も通報していたが、結局助けることができなかったという噂を聞きました。真偽は定かではないですが、だれもが絶対にあんなことにはならないと断言することはできないのではないかと思います。色々な要因が働いて、母親は変わってしまったのだと思います。ぜひ、なぜそうなってしまったのか、どのように気をつけたら良いか、相談が必要なタイミングなど、これから子どもが生まれる人や子育て中の人々が学べるようにしていただきたいと思います。</p>
3	箭原 恭子	<p>多岐にわたる部が関連してくると、それぞれの福祉の考え方、やり方があるので、調整がむずかしくなると想像できます。</p>

(3) 放課後児童健全育成事業部会

ア 質問及び市担当部からの回答

質問事項なし

イ 意見

通し 番号	委員名	内 容
1	林 亜紀子	<p>条例改正は放課後児童クラブの職員の資質について発展途上である資格の課題について、要綱改正は民間児童育成会の歴史が途絶えて地域に民間児童育成会がなくなることを防ぐためでした。ここに出席していた委員として、条例改正・要綱改正とも、放課後児童クラブに通う子どもの権利を適切に保障できるように委員の方々には真剣にご議論いただいたと思います。決議内容に直接かかわる団体のものとして感謝いたしております。</p>